

及庶人、若不奏聞私借者、本司科違勅罪、

神龜五年九月六日

〔枕草子〕にくきもの

又やり戸などあらくあくるもいとにくし、すこしもたぐるやうにてあくるはなりやはする、あしうあくれば、さうじなどもたほめかしごほめくこそゑるけれ、

〔進退記〕御障子開閉の事

一戸障子のあけたてあらかきは尾籠也、つくばひてかた手をつきてあけたてすべし、すべて御障子をあけたて、葎又は御簾などあげおろし候時、御前の方を見候事、狼藉也、よそ目する事有べからず、

障子雜載

〔類聚國史〕百八十二、弘仁三年二月壬辰、屏風一帖、障子卅六枚、施入東寺、障子卅六枚、施入西寺、

〔古事談〕王道后宮、上東門院被奉生、後一條院御産之時、事外有煩ケレバ、入道殿サワガセ給テ、自御

所令走出給テ、御産事外令澀給、コハイカラスベキ、御誦經ナド、カサ子テ可行也ト被仰之間、御言未了ニ、有國申云、御産ハ已成候ヌル也、不可及重御誦經ト申程ニ、女房走參テ、御産已成候ヌト申ケリ、事落居之後、有國ヲ召テ、不カニシテ御産成ヌトハ知ツルゾト、御尋アリケレバ、御障子ヲ引アケテ出給ツレバ、障子ハ子ヲ障ト書テ候ニ、廣アキ候ヌレバ、御産成ヌト存候ツルナリト申ケリ、

〔源平盛衰記〕六、大納言音立事

新大納言成親卿ヲバ、速ニ死罪ニ行バヤト、入道ハオボサレケレ共、小松大臣重盛ノ様々被宥申ケレバ、道ガ子ナガラモ耻カシキ人ニテオハスレバ、其教訓モ難背シテ、死罪マデノ事ハナケレ共、西光法師ガ白狀ニ、安カラズ被思ツ、大納言ノヲハスル後ノ障子ヲアラ、カニアケテ出給